

\\ 10分でわかる！ //

## 2022年6月IAASBボード会議



日本公認会計士協会

1 / 9

### 【説明者】

井坂 久仁子 氏（当協会研究員）

大生川 輝正 氏（当協会研究員）

永田 滋 氏（当協会研究員）

# IAASBのスケジュール（2021年～2023年）

プロジェクト名	2021年				2022年				2023年			
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4
LCE（複雑でない企業）の監査基準		ED				★			承認	PIOB		
監査証拠（ISA 500）						★	ED					
不正（ISA 240）				PP		★				ED		
継続企業（ISA 570）					PP	★			ED			
上場企業及びPIE（社会的影響度の高い事業体）					PP	★ ED				承認	PIOB	
												ED
サステナビリティ情報の保証						★		PP				

※ PP：IAASBボードでのプロジェクト・プロポーザルの承認

ED：IAASBボードでの公開草案又はコンサルテーション・ペーパーの承認

承認：IAASBボードでの最終承認

PIOB：PIOBによる最終承認

# 1 LCE（複雑でない企業）の監査基準

## プロジェクトの概要

- 複雑でない企業（Less Complex Entities : LCE）向けに、ISAと同じ保証水準の国際監査基準をISAとは別個に作成するプロジェクトである。
- 2021年7月に公開草案が公表され、2022年1月31日までコメントが求められていた。

## 6月ボード会議の審議概要

公開草案に対して、適用対象が明確でない、ISAとの差異が十分でない等のコメントが有り、優先度の高い検討項目が特定され、以下のような対応が議論された。

- ▶ 典型的なLCEの描写
- ▶ 適用対象
- ▶ 差別化のターゲット分野
- ▶ グループ監査の組み込み

## タイムライン

2022年1月31日  
公開草案コメント期限

2022年6月  
ボード審議



2023年3月  
最終基準承認予定



## プロジェクトの概要

- 主に次の目的からISA 500「監査証拠」改訂の検討を行っている。
  - ア. ISA 500の目的及び他のISAsとの関係の明確化
  - イ. 入手可能な情報及び情報源の多様化を反映
  - ウ. 企業と監査人によるテクノロジーの利用を認識
  - エ. 「十分かつ適切な監査証拠」の概念の明確化
  - オ. 職業的懐疑心の強調

## 6月ボード会議の審議概要

- 監査証拠タスクフォースよりISA 500（改訂）案が示され、以下の項目について議論がなされた。

- ▶ 用語の使用
- ▶ 監査証拠の定義
- ▶ 監査手続の立案と実施上の監査人の責任
- ▶ 正確性及び網羅性に関する監査証拠の入手を含む、情報の適合性と信頼性の評価
- ▶ 入手した監査証拠の評価

## タイムライン

2020年12月

プロジェクト・プロポーザル承認



2022年6月

ボード審議



2022年9月

公開草案承認予定



コメント期限を2023年2月とし、  
2024年3月に最終改訂基準承認を目指す。

## プロジェクトの概要

- 近年発生した様々な大型会計不正事件を受けて、一部の国では財務諸表監査における不正及び継続企業に関する監査人の役割及び責任について疑問が呈され、独自の対応が進められている。

## 6月ボード会議の審議概要

- 不正タスクフォースによるISA240「不正」の改訂に当たり、主に以下の項目に関するドラフトの審議が行われた。

- ▶ Introduction（導入部）
- ▶ 専門スキル
- ▶ 不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価
- ▶ 収益認識における不正リスク推定
- ▶ 仕訳テスト
- ▶ Those Charged with Governance（ガバナンスに責任を有する者）とのコミュニケーション

## タイムライン

2021年12月

プロジェクト・プロポーザル承認



2022年6月

ボード審議



2023年6月

公開草案承認予定



## プロジェクトの概要

- 近年発生した様々な大型会計不正事件を受けて、一部の国では財務諸表監査における不正及び継続企業に関する監査人の役割及び責任について疑問が呈され、独自の対応が進められている。

## 6月ボード会議の審議概要

- 以下の項目への対応について、継続企業タスクフォースの最初の見解が示され、審議が行われた。

- ▶ 継続企業の前提の評価に関するタイムライン  
(起点を期末日から財務諸表承認日へ)
- ▶ ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション
- ▶ 適切な外部関係者とのコミュニケーション
- ▶ 監査報告書における「継続企業の前提に関する注記」の透明性  
(重要な不確実性がない場合なども対象に)
- ▶ 規範性のないガイダンス

## タイムライン

2022年3月  
プロジェクト・プロポーザル承認



2022年6月  
ボード審議



2023年3月  
公開草案承認予定



## 上場企業とPIE（社会的影響度の高い事業体）

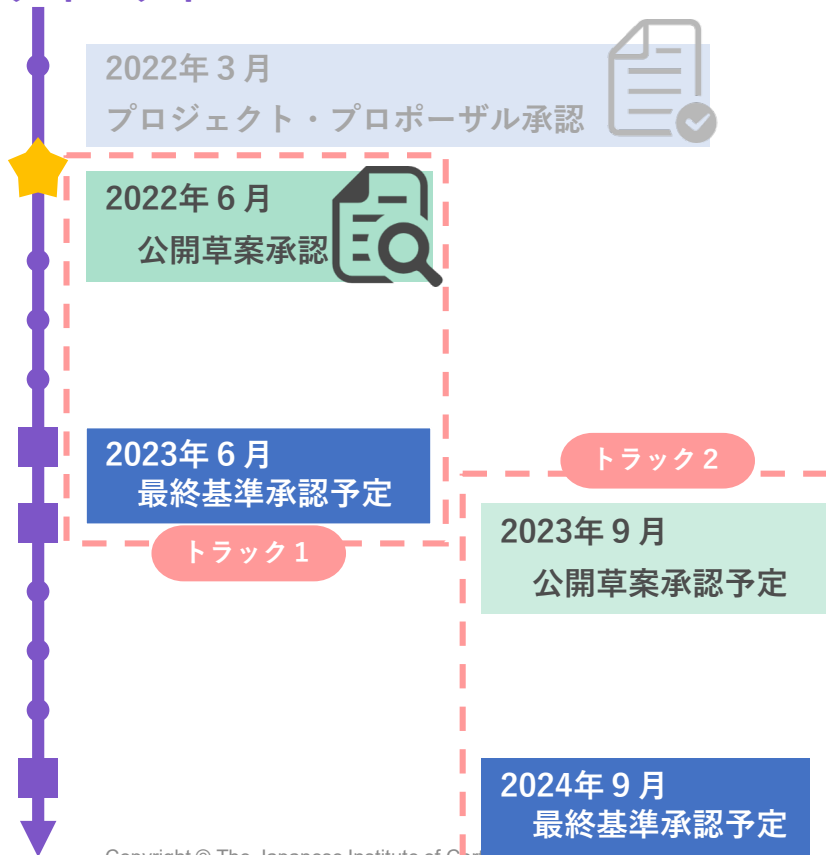
### プロジェクトの概要

- 国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」（IESBA Code）における「上場企業(Listed Entity）」及び「社会的影響度の高い事業体(Public Interest Entity）」という用語の定義を検討するプロジェクトを受けた対応である。
- **トラック1**：特定の事業体(PIE等)の追加の独立性の要求事項を適用した場合の監査報告書における開示を検討する。**トラック2**：トラック1以外の項目。

### 6月ボード会議の審議概要

- **トラック1**に対応した**公開草案が承認**された。
  - ▶ ISA 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」、ISA 260「ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション」
  - ▶ 関連する倫理規則で記載が要求されている場合限り、追加の独立性要求事項の適用を監査報告書に記載する要求事項を設けている。

### タイムライン



# サステナビリティ情報の保証

## プロジェクトの概要

- サステナビリティ/ESG報告の包括的な保証基準を開発するプロジェクトである。
- 2022年1月よりリサーチ活動を開始している。

## 6月ボード会議の審議概要

- サステナビリティ/ESG報告の保証基準開発のアプローチに関して主に以下の点が議論された。

- ▶ サステナビリティ/ESG報告の保証基準開発を緊急の取組みとする。
- ▶ 基準開発は、段階的アプローチを採用する。
  - ・ 全ての主題を取り扱う包括的な基準を開発し優先課題に対処
  - ・ 公益の観点から順次基準を積み上げる。
- ▶ 次の優先課題に当初取り組む。
  - ①限定的保証と合理的保証、②報告規準(criteria)の適切性、
  - ③保証業務の範囲、④証拠(evidence)、⑤内部統制、
  - ⑥保証業務実施者の重要性(materiality)、⑦報告 (reporting)
- ▶ 既存のISAE3000 (改訂) に整合する別個の新基準を開発する。
  - ・ ISAE3410、EERガイダンスも活用

## タイムライン

2022年1月 リサーチ活動開始

2022年6月  
ボード審議



2022年12月  
プロジェクト・プロポーザル承認予定





